

ユニフォームシステムの導入

第10版から第11版への移行

昨年、ユニフォームの第11版がリリースされました。効力発生日は、本年2015年1月1日からとなっています。本稿では第10版から第11版への移行について、システムエンジニアの視点から述べてみたいと思います。

第10版からの変更点

第10版からの主な変更点は次のようになります。

1. 要約営業報告書

- 表示項目の変更（表記、計上内容）

第10版	第11版	変更点
賃貸料及びその他の収益	雑収入	表記・計上内容
売上	営業売上	表記のみ
-----	ITシステム部門	追加
固定費	非営業収益及び費用	表記・計上内容
営業純利益	EBITDA	表記のみ

- ・オーナー向けフォーマットの提供

2. 全部門共通

- ・売上の総額計上と純額計上についての指針強化
- ・追加料金、サービス料、チップに関する指針追加
- ・人件費関連の項目追加、管理職と非管理職の分離
- ・サービス料の配分
- ・契約、人材リース（派遣）、外注人件費の独立計上
- ・クラスタサービスや部門特有の予約経費の項目追加
- ・通信やシステムに関する費用計上の指針追加

3. 客室部門

- ・セグメント定義の変更
- ・リゾートフィーは雑収部門に計上
- ・共同所有施設に関する指針強化
- ・パッケージ売上の部門配分の取扱指針強化

4. 料飲部門

- ・ギフト券収入の取扱指針強化
- ・「カバー」の表記を「顧客」に変更

5. その他営業部門

- ・通信部門は小規模営業部門へ移動
- ・宴会場で発生した音響映像の売上と費用は料飲部門に計上

6. 雑収部門

- 全てのリゾートフィー、パッケージの未提供分売上（package breakage）は雑収部門に計上
- 手数料収入、事業中断保険、為替差損益（ゲスト関連）、未使用ギフト券、利子収入に関する指針追加

7. 非配賦部門

- ITシステム部門の新設
- ゲスト関連以外の為替差損益の指針追加
- レベニューマネジメントとケータリング販売の経費（人件費も含む）は販売・マーケティング部門に計上
- 水道光熱費部門の費用項目変更（除外：関連租税公課、追加：監査等の外注契約費用）

8. 非営業収入及び費用

- ホテルの管理外の収益・費用に関する指針追加
- オーナー費用項目の追加（資産運用手数料など）
- 機器レンタル、自治体公課、従業員住宅費に関する指針追加

9. 比率分析の強化

- 運営部門と非配賦部門向けにそれぞれ比率分析を追加

これらの中で、システムの設定に影響するもの、特に会計システムとのデータ連係に影響する項目をいくつか取り上げてみます。

ITシステム部門の追加と影響

管理系システムに大きく影響すると思われる部分です。非配賦部門であるため、経費計上について変更が生じます。指針は、人件費を含む、ほぼ全ての通信費及びIT関連費用をこちらへ計上するよう示してあります。例外は、客室の有料電話など原価を把握可能な売上とその費用で、これらは小規模営業部門に計上する様になっています。

影響するシステムは、会計、調達、給与などです。

会計	部門設定、科目設定、仕訳の計上パターン等の見直し
調達	部門設定、発注・仕入等のパターン、仕訳連係設定の見直し
給与	部門設定、仕訳連係設定の見直し
その他	要約営業報告書の出力設定変更、部門別明細の表示設定追加

人件費関連項目の追加と細分化

今回、運用上の影響が一番大きいと思われる部分です。

まず、管理職と非管理職の給与等を分けなければなりません。さらに一部の部門では業務内容（一般管理部門の場合は経理、総務、人事、調達、警備）で細分化する必要があります。仕訳そのものは給与システム上の設定（部署、給与体系、雇用条件等で分ける）で解決可能と思われそうですが、部門別明細上で特定の人物の給与が明らかになってしまう可能性があります。ここに抵抗がある場合は、部門別明細の配布先に応じ、明細の表示／非表示を変える等の工夫が必要でしょう。

新項目の「サービス料の配分」には、サービス料をスタッフに分配・支給するという前提を考慮する必要があります。

他にも契約、派遣、外注の人件費が新設されていますが、既に別科目で計上しているホテルも多く、馴染み易いと思われれます。

影響するシステムは、会計、給与などです。

会計	科目設定、仕訳の計上パターン等の見直し
給与	部門・給与体系の追加、仕訳連係設定の見直し
その他	部門別明細の表示設定変更

客室売上のセグメント変更

宿泊部門の客室売上の区分に変更がありました。団体はほぼ変更無しですが、短期滞在客室売上については一新されています。

第11版 短期滞在	
リテイル	条件・割引・特典無しの常時提供可能なレギュラーレート
ディスカウント	リテイルより安い、一般公開されるレート
交渉レート	法人契約等、特定組織と交渉したレート
限定レート	高齢者、誕生日、従業員等の特定の属性向けレート
ホールセール	企画旅行等、宿泊者に客室料金が見えないレート

国内資本ホテルの科目体系で、セグメントまで落とし込んでいるケースは少ないですが、統計情報として管理している場合があります。第11版に対応するのであれば、関係設定を見直すことをお勧めします。

影響するシステムは、宿泊、会計などになります。

会計	科目・統計の設定追加、変更
PMS	セグメントの見直し、仕訳・統計関係設定見直し
その他	部門別明細の表示設定変更

統計情報の比率分析強化

指標の数が大幅に増えています。ただ、各部門では従前より管理されているのではないのでしょうか。目新しいものは水道光熱の使用量や廃棄物の排出量を客室数で除した指標がでてきています。こちらも環境意識の高いホテルでは既に分析していると思われます。あとは人件費系の分析も増えています。

どちらにしても、報告書化するには分析の元になる統計値を集めなければなりません。その収集方法（システム関係 or 手作業）の確認が必要になります。統計値を管理できる会計システムを運用している場合は、積極的に情報の蓄積を試みて頂きたいと思います。

その他注意点

システム的な影響は些少な場合でも、注意を要する点は色々あります。

まず、要約営業報告書にオーナー用フォーマットが追加されています。EBITDA（第10版では営業純利益）の下に、支払利息、減価償却費、税引前利益、法人税等、純利益を表示する様になりました。帳票の表示設定変更で対応可能だと思われます。ちなみに、弊社の顧客では以前より類似の報告書を作成しているホテル（所有・経営・運営が同じ）が何社もあり、それほどインパクトはありません。

次に、客室売上に対するサービス料がその他客室売上に含まれる様になりました。客室売上と同じ並びに表示し、ADRやRevPARではサービス料の包含有無を付記するホテルもありますが、第11版では「含む」が正となります。

クラスタサービスという費用項目が追加されています。こちらには限定地域内複数ホテル間の業務集中に関する費用の配分が計上されます。人件費に関連する費用はホテル側も人件費等に、それ以外の費用はクラスタサービス項目に計上する様になります。

他にも売上や費用の項目が増減しているのも留意したい点です。

さて。仮に移行した場合でも、そのまま教科書通りの形にはなりません。ユニフォームの定義から大きく乖離しない程度に表現や集計等を日本風アレンジすることになるかと思います。システム提供側としては、これらを踏まえた上でスムーズに移行できるようサポートしていきたいと考えています。

(了)

(参考図書：American Hotel & Lodging Association, *Uniform System of Accounts for the Lodging Industry - Eleventh Revised Edition*, Educational Institute, 2014)